

★研修管理システム 研修評価の流れ 【指導医】

※機構専攻医研修管理システム（以下 研修管理システム）の利用には、日本集中治療医学会への会員登録が必須となります。評価者（統括責任者・実施責任者・指導医）の先生も、評価にあたって学会会員管理システムから「研修管理システム」にアクセスする必要があります。会員であるのに研修管理システムにアクセスできないなどありましたら学会事務局 (sys_icu_training@jsicm.org) にご連絡ください。

I. 指導医の登録情報について

- (1) 専門研修施設において、専攻医の経験症例・症例レポートを評価するためには、評価者は指導医の要件を満たしている必要があります。
統括責任者もしくは研修実施責任者が、所属する専門医が以下2点のいずれかの要件を満たしていることを確認し、評価可能な指導医として登録します。
 - ①集中治療科専門医取得後、最低1度の更新を経た者
 - ②集中治療室で5年以上の診療経験があり、集中治療科専門医取得後3年以上経た者
- (2) 研修協力施設においては、研修協力施設の実施責任者が、集中治療科専門医を指導医として登録できます。
- (3) 研修管理システムへの指導医の登録・削除は、施設の統括責任者・実施責任者が行います。登録後に、指導医は研修管理システムへログインが可能となります。評価を行う者としての資格があるにも関わらず、研修管理システムに登録されていない際は施設の統括責任者、もしくは実施責任者へご相談ください。
異動・退職の際には、統括責任者、実施責任者より状態を「異動済み」もしくは「削除」に変更いただきます。「異動済み」の状態では、研修管理システムへのログイン、専攻医から申請済み症例の対応が可能です。「削除」に変更されると、研修管理システムへのログインが不可となり、専攻医の申請に対する評価ができなくなります。
指導医が施設を異動・退職された後に未対応となってしまう症例は、施設の統括責任者、実施責任者、後任の指導医での対応をお願いいたします。
- (4) 研修管理システムからの通知メールは、会員管理システムに登録いただいているメールアドレス宛に配信されます。
※会員管理システムに登録されたメールアドレスとの使い分けが必要な方は、「登録情報の確認・変更」画面から、研修管理システム用のメールアドレスの登録をお願いいたします。なお、研修管理システムからの通知メールの宛先として設定できるメールアドレスは1つのみです。

II. 所属専攻医一覧

自身が在籍する施設に所属する専攻医は、指導医メニューの「所属専攻医一覧」を選択することで、確認できます。

※現在、指導医として複数の施設に登録されている場合、自身が登録されている全施設の専攻医が表示されます。追って、自身が在籍する施設に所属する専攻医のみの表示への改修を予定しております。

III. 専攻医からの症例の登録について

(1) 専攻医からの評価依頼

専攻医が症例レポートおよび経験症例の登録を行う際に、同時に評価を依頼する指導医を指名します。専攻医から指名され、評価依頼を登録されると、研修管理システム上では「評価依頼」としてタスクが表示されますので、以下の点に注意して「承認」もしくは「差戻し」を行なってください。

- 1) 専攻医が指導医から指導を受けた症例であることをご確認ください。
- 2) 症例登録の際に、専攻医は施設で設定された患者 ID を登録しています。ただし、患者 ID は個人情報保護のため、研修管理システムへ登録の際に暗号化しておりますので、対象の患者の確認は専攻医本人への確認が必要となります。
- 3) 「症例レポート」の病歴は、以下の 5 項目が含まれており、専攻医自身が中心となって対応を行った旨がわかる内容での入力されていることをご確認ください。
 - ① 重症と判断し、ICU に入室した旨を記載している。 ※重症度評価を記載
 - ② 適切な検査を行なっていることを記載している。
 - ③ 適切な治療を行いその経過を記載している。
 - ④ 多職種連携の観点からの診療過程を記載している。
 - ⑤ 総括を記載している。
- 4) 「経験症例」は、項目の種類として「手技」と「病態」がございます。こちらの区別については、「集中治療科専門研修カリキュラム」をご参照ください。
- 5) 原則として一症例に対して一人の専攻医が受け持つことを想定しております。したがって、一症例に対して「症例レポート」を作成できるのは 1 件のみとしていきます。あわせて、一症例について、「経験症例」としての登録は最大 3 項目まで可能です。
- 6) ただし、「症例レポート」を登録した症例と同症例の「経験症例」も登録する場合、「病態」については登録不可となります。「手技」の経験症例のみ 3 項目まで登録可能です。
- 7) 「経験症例」のみを登録する場合、「病態」に該当する項目は一症例に対して最大 1 項目までの登録となり、同症例での「病態」に該当する他の項目の登録は不可としています。「手技」に該当する項目のみの登録であれば、一症例について 3 項

- 目の登録が可能です。一症例について「病態」と「手技」を合わせて登録する場合、「病態」を1項目、「手技」を2項目とした、合計3項目の登録が可能です。
- 8) 登録した症例が、既に登録された症例と重複がある場合や、上記5)、6)、7)にて登録不可となるパターンでの登録を行った場合、重複アラートが表示されません。施設の研修実施責任者が、重複症例の承認可否の最終判断をします。**指導医は、対象の症例が実際に行われたかどうかの確認をお願いいたします。**
- 9) 症例レポート、経験症例の記載内容に問題がなければ、次に評価を行う研修実施責任者を選択して「承認」をしてください。承認された症例は研修実施責任者へ報告されます。何らかの問題があれば、「差戻し」としてください。差戻しは、登録した「専攻医」へ戻されます。コメント欄に必ず差戻しを行う理由を記載してください。

(2) 他施設の専攻医からの経験症例の評価依頼

専攻医は、所属する研修施設での経験だけでなく、他の専門研修施設、研修協力施設での「経験症例」について、登録が可能です。

専攻医が他施設での経験症例を登録した場合、その施設の指導医・実施責任者・統括責任者まで承認された後、専攻医が所属する施設の統括責任者に最終承認の依頼が届きます。また、指導医が他施設で専攻医への指導を行った場合、他施設の専攻医からの承認依頼が届くことがあります。承認もれがないようご注意ください。

(3) 施設を異動した専攻医からの評価依頼

症例レポートは、専攻医が所属する研修施設での症例のみ登録が可能です。

専攻医が施設を異動した場合は、専攻医が異動前の施設に所属していた期間の症例レポート・経験症例については異動前の施設の指導医・実施責任者・統括責任者で承認をお願いいたします。その後、専攻医が現在所属する施設の統括責任者に最終承認依頼が届きます。

IV. 施設の異動について

(1) 指導医の異動

指導医が施設を異動する際には、異動日までに評価依頼が届いている症例の承認を終わらせるようにしてください。異動に際して、指導医から異動の申請などは不要です。施設の統括責任者もしくは実施責任者が、在籍状況のステータス変更を行います。異動先施設でも本カリキュラムの指導医を受け持つ場合、施設の統括責任者もしくは実施責任者へ、その施設の指導医としての登録を依頼してください。

★その他の機能について

- ・専攻医の症例登録以外の研修要件の管理についても、研修管理システム内での管理を予定しております。

実装次第、ご案内を追加いたします。(9月以降の実装を予定しております)